

# 持続可能な開発目標（SDGs）の推進 に関する基本方針



令和2年4月



## 目 次

1	持続可能な開発目標（SDGs）について	1
2	自治体の果たす役割	4
3	本市の基本方針	8
4	推進に向けた取組	9
5	進行管理	9
	用語解説	10

[資料1] 持続可能な開発目標（SDGs）一覧

[資料2] 総合計画における対応状況

[資料3] 行政組織における対応状況

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 1 持続可能な開発目標（SDGs）について

2001年に国連において、国連ミレニアム宣言（2000年採択）と1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合する形で、「持続可能な開発目標」（SDGs）の前身となる『ミレニアム開発目標』（Millennium Development Goals：MDGs）が採択された。MDGsでは、開発途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの基本目標（①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯）が設定され、10億人以上の極度の貧困脱出（目標①）やHIV・マラリア感染者40%減少（目標⑥）等を達成したが、一方で乳幼児や妊産婦の死亡率削減（目標④、⑤）など未達成の課題が残されており、また、策定から15年が経過し、環境問題や気候変動の深刻化や国内外の格差の拡大、企業やNGO等の役割が拡大してきていることから、これら新たな課題等への対応が求められてきた。

ミレニアム開発目標 (MDGs) Millennium Development Goals	
 <p><b>極度の貧困と飢餓の撲滅</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1日1.25ドル未満で生活する人口の割合を半減させる</li> <li>● 飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる</li> </ul>	 <p><b>妊産婦の健康の改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊産婦の死亡率を4分の1に削減する</li> </ul>
 <p><b>初等教育の完全普及の達成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする</li> </ul>	 <p><b>HIV/ エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● HIV/ エイズの蔓延を阻止し、その後減少させる</li> </ul>
 <p><b>ジェンダー平等推進と女性の地位向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての教育レベルにおける男女格差を解消する</li> </ul>	 <p><b>環境の持続可能性確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減させる</li> </ul>
 <p><b>乳幼児死亡率の削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 5歳未満児の死亡率を3分の1に削減する</li> </ul>	 <p><b>開発のためのグローバルなパートナーシップの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間部門と協力し、情報・通信分野の新技術による利益が得られるようにする</li> </ul>

### 改善された点

- 世界全体では極度の貧困の半減を達成
  - 世界の飢餓人口は減少し続けている
  - 不就学児童の総数は約半減
  - マラリアと結核による死亡は大幅に減少
  - 安全な飲料水を利用できない人の割合の半減を達成
- など

### 積み残された課題

- 国内での男女、収入、地域格差が存在
  - 5歳未満児死亡率は減少するも、目標達成には遠い
  - 妊産婦の死亡率は低減に遅れ
  - 改良された衛生施設へのアクセスは十分でない
- など

そのような中、2012年にリオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議において、世界が直面する喫緊の課題に取り組む一連の普遍的目標の策定に向けた議論が開始された。そして3年間に及ぶ議論・交渉を経て、2015年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、150を超える加盟国首脳参加のもと、『持続可能な開発目標』（Sustainable Development Goals：SDGs）が全会一致で採択された。SDGsでは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17のゴールと169のターゲット、達成度を把握するための232の指標（「資料1」参照）、そして実施に当たって適用されるべき5つの原則（①全ての国が行動する「普遍性」、②誰一人取り残さない「包摂性」、③全てのステークホルダーが役割を担う「参加型」、④社会・経済・環境に統合的に取り組む「統合性」、⑤定期的にフォローアップを行う「透明性」）が示され、将来の世代のニーズを満たしつつ現世代のニーズも満たす、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取り組みが開始された。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。**「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。**



**1. 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**

**2. 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残されない**」

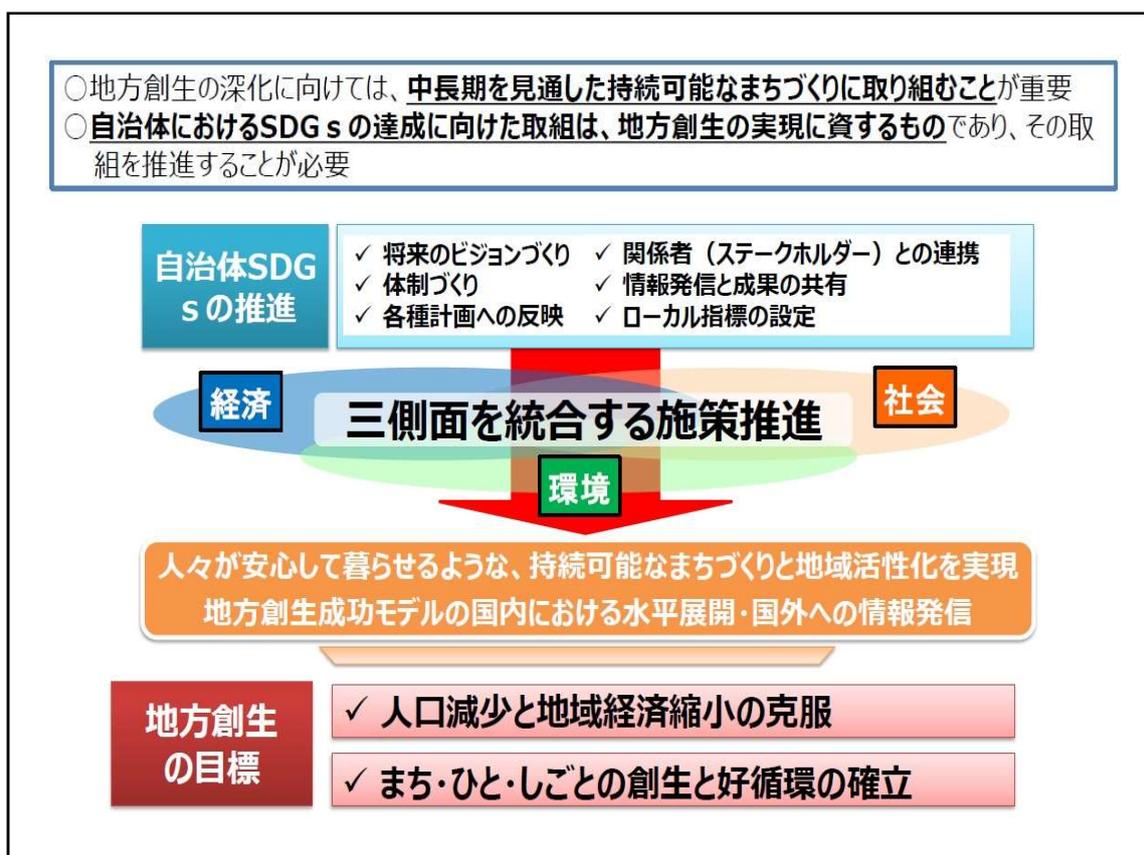
**3. 参加型** **全てのステークホルダーが役割を**

**4. 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**

**5. 透明性** **定期的にフォローアップ**

我が国においては、2016年5月に、内閣総理大臣を本部長、全国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年12月には『持続可能な開発目標（SDGs）実施指針』（2019年12月改定）を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」旨と、SDGs達成に向けた自治体の役割や、自治体が取組むことの重要性が示された。

また、2019年12月に国が策定した『第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略』においては、社会課題の解決と活力ある地域社会の維持を目指す「地方創生」とSDGsの親和性に着目し、SDGsを「地方創生の原動力」として明確に位置付けるとともに、SDGsの達成に先駆的に取組む自治体を「SDGs未来都市」、先導的な取組みを「自治体SDGsモデル事業」として選定・支援するなど、省庁横断的にSDGsの普及促進に取り組んでいる。



## 2 自治体の果たす役割

SDGsは、いわば全ての国民のQOL（Quality of Life：生活の質）を向上させることが主要な目標の一部といわれている。そして地方自治法では、自治体の基本的役割として、「住民の福祉の向上を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とされていることから、各自治体は、責任をもって市民のQOLの向上（＝SDGsの達成）を図る取組みを進めていく必要があるとされている。

国においても、『持続可能な開発目標（SDGs）実施指針』において、SDGsの達成に向けて「省庁間や国と自治体の壁を越え、公共セクターと民間セクターの垣根も越えた形で、広範なステークホルダーとの連携を推進していくことが必要」としたうえで、地方自治体に対し、執行体制の整備を推進することや様々な計画にSDGsの要素を反映すること、進捗を管理するガバナンス手法（個々人や組織等が合意形成、意思決定により統治する仕組み）を確立すること等について期待を示している。

また、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）は、SDGsのゴールに対する地方自治体の果たし得る役割について、以下のとおり示している。

ゴール	自治体の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>

ゴール	ゴールの説明及び自治体の果たし得る役割
	<p>【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。</p>
	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。</p>
	<p>【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p>【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

ゴール	ゴールの説明及び自治体の果たし得る役割
	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>【目標9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
	<p>【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>【目標11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>

ゴール	ゴールの説明及び自治体の果たし得る役割
	<p>【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

### 3 本市の基本方針

SDGsは、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、17のゴールや169のターゲットに示される多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発を達成するものとして位置づけられている。国においては、SDGsが示す17のゴールや169のターゲット、そして進捗状況を測るための約230の指標（達成度を測定するための評価尺度）を活用することにより、「行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が図られ、地方創生の課題解決を一層促進することが可能となる」としている。

本市においても、まちづくりの最も基本となる市の総合計画『ばんどう未来ビジョン』（2018年2月策定）及び『坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2016年3月策定）等に基づき、人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたっての成長力の確保と誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくり、すなわち「地方創生」に向けた取組みを進めている。

SDGsと地方創生は、ともに「持続可能なまち」を目標としている点や、多様な主体の連携による取組みを前提としている点等で極めて親和性が高く、地方創生を一層推進する上でSDGsの理念や手法を取り入れて戦略的に取り組んでいくことが有効であると考えられることから、本市総合計画『ばんどう未来ビジョン』で示された方針とSDGsの目指すゴール等を関連付け、一体的に推進することとする。なお、推進にあたっては、ある目標の達成に向けた取組みが他の目標の達成に負の影響を与えることのないよう、全ての目標を包括的に捉え、その達成に向けて取組むこととする。

ばんどう未来ビジョン まちづくりテーマ	特に関連性が強いと考えられるゴール (目標17は全てのまちづくりテーマに共通)						
1 ひとづくり	1 貧困をなくそう	4 質の高い教育をみんなに	17 パートナリシップで目標を達成しよう				
2 暮らしづくり	3 すべての人に健康と福祉を	5 ジェンダー平等を實現しよう	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう		
3 都市づくり	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	17 パートナリシップで目標を達成しよう
4 仕事づくり	2 飢餓をゼロに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナリシップで目標を達成しよう		

※詳細は 資料2 参照

#### 4 推進に向けた取組

本市へのSDGsの着実な導入及び推進に向けて、以下の基本的方向1～3に基づき、取組みを進めることとする。

##### ○基本的方向1) 市政へのSDGs要素の反映

地方自治体は、SDGsの推進に向けて最も重要な役割を担う存在であることから、本市職員がSDGsの理念等を理解し、持続可能なまちづくりに向けて全庁的かつ計画的に各種施策を推進することを目的に、本市職員に向けた研修等を実施するほか、各課等が策定する事業計画や職員の名札等に関連するゴールアイコンを示すなど、市政へのSDGs要素の反映を図る。

(SDGsと市政の関連性については「資料2」、「資料3」を参照)

##### ○基本的方向2) 市民、企業等のSDGsの理解促進及び普及啓発

市民や企業、団体等によるSDGsの達成に向けた主体的な取組みの推進を図ることを目的に、必要な情報等の提供やSDGsを学ぶセミナーの開催や支援など、SDGsの理解の向上や理念の共有に向けた情報発信・普及啓発活動に取り組む。

また、公共施設等へのSDGsに係るポスターの掲示や、SDGsとの関連性が高い事業やイベント等の実施や広報誌への掲載にあたっては、関連するゴールアイコンを付して関連性を示すなど、様々な機会を通じてSDGsの理解促進と機運の醸成に向けて取り組む。

##### ○基本的方向3) 多様なステークホルダーとの連携

SDGsに取り組む自治体や民間企業等とのパートナーシップを深める官民連携を推進し、SDGsの達成に向けた取組みを一層強化することを目的に、既に参加している「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」等の様々な基盤を効果的かつ積極的に活用する。

#### 5 進行管理

本市で行われるSDGsに関する取組みは、すべて本市総合計画に基づく施策・事業として実施するものであり、その進捗や達成状況の評価等については、本市総合計画と一体的に行うこととする。

【用語解説】

用語	説明
ステークホルダー	直接・間接的な利害関係を有する者。関係者。
QOL	Quality of Life の略。生活の質。
セクター	部門、部署、区域。
ガバナンス	個々人、組織、集団の参画、合意形成、意思決定による統治。
UCLG	United Cities and Local Governments の略。国際自治体連合、世界都市連合、世界大都市圏協会を統合して設立された組織。
包摂性	誰一人取り残されることなく、世界の構成員として一人ひとりが社会のシステムに参画できること。
レジリエント	強靱さ、抵抗力、耐久力、回復力、復元力などと訳され、災害などの外的なストレスに対して強くしなやかに対応しうる能力のこと。
3R	Reduce（使用する資源や廃棄物の発生を少なくすること）、Reuse（繰返し使用すること）、Recycle（廃棄物等を有効利用すること）の総称。
ジェンダー平等	男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃すること。
パートナーシップ	協力関係、協働体制、連携。
持続可能な開発	経済、社会、環境の調和の下に、将来世代のニーズを損なうことなく現世代のニーズも満たす開発のこと。

<<参考資料>>

- 『地方創生に向けたSDGsの推進について』…内閣府地方創生推進室
- 『THE SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS WHAT LOCAL GOVERNMENTS NEED TO KNOW』…UCLG (United Cities and Local Governments)
- 『私たちのまちにとってのSDGsー導入のためのガイドラインー』…IBEC (一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)



坂東市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています